

第2 建築物を建築する際の手続

1 設計者等の資格

「設計者」とは、その者の責任において設計図書を作成した者をいい、建築士法の規定により建築物が構造関係規定又は設備関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士を含みます（法2条17号）。また、「工事監理者」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認する者をいいます（法2条11号・17号、建築士法2条7項）。

「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいい、「工事施工者」とは、建築物、その敷地若しくは法88条1項から3項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいいます（法2条16号・18号）。

建築士法は、設計者及び工事監理者の資格として「1級建築士」、「2級建築士」及び「木造建築士」を定めており、これらに規定する建築物又は同法の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、それぞれ規定する建築士の設計によらなければならない、建築主は、その場合、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければなりません（法5条の4第1項・4項）。また、構造設計図書による一定規模以上の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければならない、同様に設備設計図書による一定規模以上の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければなりません（法5条の4第2項・3項）。

2 確認の申請

(1) 建築物の場合

建築主が次の①から③までに掲げる建築物を建築しようとする場合、①から③までに掲げる建築物を増築、改築又は移転をしようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において①から③までに掲げる規模のものとなる場合を含みます。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は④に掲げる建築物を建築しようとする場合には、申請書を提出して、建築主事又は指定確認検査機関（法6条の2・77条の18～77条の29）の確認と確認済証の交付を受けなければなりません（法6条1項・別表第1、令115条の3）。

また、これらの確認済証を受けた建築物（各準用する場合を含みます。）の工事中に一部計画の変更をしようとする場合には、原則として、確認申請をして計画変更による確認済証の交付を受けなければなりません。

ただし、規則3条の2各項に定める軽微な計画の変更についてはその必要はありません。

なお、これらの建築物のうち、法令の定める所定の建築物の確認申請書の審査に当たっては、都道府県知事又は知事が指定する「構造計算適合性判定機関」による構造計算適合性判定を受けることになります（法6条5項～10項）。

- ① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限ります。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除きます。）、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオの用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（法6条1項1号）
- ② 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの（法6条1項2号）
- ③ 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの（法6条1項3号）
- ④ ①から③に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除きます。）若しくは景観法74条1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除きます。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物（法6条1項4号）

なお、次に掲げる⑤若しくは⑥に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は⑦に掲げる建築物の建築に関しては確認の特例があります（法6条の3第1項、令10条）。

- ⑤ 法68条の10第1項の認定を受けた型式（「認定型式」といいます。）に適合する建築材料を用いる建築物（法6条の3第1項1号）
- ⑥ 認定型式に適合する建築物の部分有する建築物（法6条の3第1項2号）
- ⑦ 上記④に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの（法6条の3第1項3号）

また、建築物の用途を変更して、上記①の特殊建築物のいずれかとする場合には、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければなりません。なお、当該用途の変更が、次の①から①までのそれぞれに掲げる類似の用途相互間におけるものである場合を除きます。ただし、③若しくは⑥に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合又は⑦に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合については、この限りではありません（法87条1項、令137条の17）。

- ① 劇場、映画館、演芸場
- ② 公会堂、集会場
- ③ 診療所（患者の収容施設があるものに限ります。）、児童福祉施設等
- ④ ホテル、旅館
- ⑤ 下宿、寄宿舎
- ⑥ 博物館、美術館、図書館
- ⑦ 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング

練習場

- ⑧ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
- ⑨ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- ⑩ 待合、料理店
- ⑪ 映画スタジオ、テレビスタジオ

ところで、次の場合には確認を要しないとされています。

- ① 文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物(法3条1項1号)
- ② 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品等として認定された建築物(法3条1項2号)
- ③ 文化財保護法182条2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(④において「保存建築物」といいます。)であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの(法3条1項3号)
- ④ ①若しくは②に掲げる建築物又は保存建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの(法3条1項4号)
- ⑤ 防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内のもの(法6条2項)
- ⑥ 非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次に掲げるもののいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から1か月以内にその工事に着手するもの。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りではありません(法85条1項)。
 - ⑦ 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
 - ⑧ 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のもの
- ⑦ 災害があった場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物(法85条2項)
- ⑧ 建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合
ただし、当該国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下「国の機関の長等」といいます。)は、当該工事に着手する前に計画通知書を所轄の建築主事に提出しなければなりません(法18条1項・2項)。
なお、上記の場合の建築物についての確認申請の手続については、後掲「確認申請書(建築物)」を参照してください。

(2) 昇降機の場合

「昇降機」とは、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機のことです（法87条の2、令146条、都細則12条）。

ところで、建築主は、昇降機を次に掲げる建築物に設ける場合には、申請書を提出して、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければなりません（法87条の2・別表第1・6条1項、令115条の3）。

- ① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限ります。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除きます。）、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオの用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- ② 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの
- ③ 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの
なお、建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合には確認を要しないことになっています。ただし、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画通知書を所轄の建築主事に提出しなければなりません（法18条2項）。

上記の昇降機の設置確認申請の手続については、後掲「確認申請書（昇降機）」を参照してください。

(3) 昇降機以外の建築設備の場合

「昇降機以外の建築設備」とは、法12条3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備（尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除きます。）をいいます（法87条の2、令146条1項）。

東京都の場合には、以下の表に掲げる用途に供する建築物に設ける建築設備のうち、次に掲げるものと指定されています（都細則12条1項4号・10条）。

- ① 居室のための技術的基準に従った換気設備（法28条2項）又は下表一・二に掲げる用途に供する居室等に設ける換気設備（法28条3項）（自然換気設備を除きます。）
- ② 排煙設備（法35条）又は非常用の昇降機の乗降ロビーに設ける排煙設備（令129条の13の3第3項2号）で、排煙機又は送風機を有するもの
- ③ 非常用の照明装置（法35条）
- ④ 給水又は排水の配管設備（法36条）で、給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けるもの（都細則12条1項4号・10条）。

許認可二八二二八四号

三四〇四

	(い)	(ろ)	(は)
	用 途	規 模 又 は 階	報 告 の 時 期
一	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外の階にあるもので1階以外の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
二	観覧場（屋外観覧席のものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの（平屋建ての集会場で客席及び集会室の床面積の合計が400平方メートル未満のものを除く。）又は3階以上にあるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
三	旅館又はホテル	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。）又は3階以上の階にあるもの	平成16年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
四	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成17年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで

許認可二八二二八四号

三四〇五

五	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は令19条1項の児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。）又は3階以上の階にあるもの	平成16年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
六	学校又は体育館	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成16年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
七	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成16年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
八	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	平成17年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
九	下宿、共同住宅又は寄宿舎	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので5階以上の階にあるもの	平成18年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
十	九に掲げる用途と一から八までに掲げる用途の一以上とを併せるもの（一から九までの項(イ)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(ロ)欄に掲げる規模又は階のものを除く。）	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので5階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで

許認可三〇五号

三四〇六

十一	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（5階以上の建築物で延べ面積が2,000平方メートルを超えるもののうち、3階以上の階にあるものに限る。）	平成20年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
十二	一から八までに掲げる用途の二以上を併せるもの（一から八まで及び十の項(イ)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(ロ)欄に掲げる規模又は階のものを除く。）	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成17年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
十三	一から十二までに掲げる用途のいずれかを有する地下街	床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
<p>備考</p> <p>一 この表の(ロ)欄及び(イ)欄において、3階以上の階にあるもの、地階若しくは3階以上の階にあるもの又は5階以上の階にあるものとは、それぞれ3階以上、地階若しくは3階以上又は5階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。</p> <p>二 この表の九の項及び十の項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物のうち、共同住宅の住戸の部分については、定期報告の対象から除く。</p>			

(注) 報告の時期については、昭和58年改正時を基準時として換算してあります。

ところで、建築主は、昇降機以外の建築設備を、次に掲げる建築物に設ける場合には、申請書を提出して建築主事又は指定確認検査機関（法6条の2）の確認を受けなければなりません（法87条の2・法別表第1・6条1項、令115条の3）。

① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があ

るものに限ります。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除きます。)、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオの用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

- ② 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの
- ③ 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

なお、建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合には確認を要しませんが、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画通知書を所轄の建築主事に提出しなければならないことになっています(法18条2項)。

上記の昇降機以外の建築設備の設置確認申請の手続については、後掲「確認申請書(昇降機以外の建築設備)」を参照してください。

(4) 工作物の場合

「工作物」とは、以下に掲げるものをいいます(法88条1項、令138条1項・2項)。

- ① 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で次に掲げるもの(ただし、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他、他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除きます。)
 - ㉞ 高さが6メートルを超える煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除きます。)
 - ㉟ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、本柱その他これらに類するもの(旗ざおを除きます。)
 - ㊱ 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ㊲ 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - ㊳ 高さが2メートルを超える擁壁
- ② 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で次に掲げるもの
 - ㊴ 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するも

のを除きます。)

- ④ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑤ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

これらの工作物を築造する場合には、築造主は、建築主事又は指定確認検査機関に確認申請書を提出しなければなりません(法88条1項)。

なお、築造主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合には確認は要せず、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画通知書を所轄の建築主事に提出しなければならないとされています(法18条2項)。

なお、上記の場合の工作物の確認申請の手続については、後掲「確認申請書(工作物)(その1)」を参照してください。

また、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等で次に掲げるものもまた「工作物」といいます。ただし、土木事業等に一時的に使用するために事業中臨時にあるもの及び次の①又は⑤に掲げるもので建築物の敷地〔注〕と同一敷地内にあるものは除きます(法88条2項、令138条3項)。

〔注〕 法3条2項の規定により法48条1項から13項までの規定の適用を受けない建築物については、令137条に規定する基準時における敷地をいいます。

- ③ 法別表第2(リ)項3号(13)又は(13の2)の用途に供する工作物で用途地域(準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除きます。)内にあるもの及び同表(ロ)項1号(21)の用途に供する工作物で用途地域(工業地域及び工業専用地域を除きます。)内にあるもの
- ④ 自動車車庫の用途に供する工作物で次の⑦から⑨までに掲げるもの
 - ⑦ 築造面積が50平方メートルを超えるもので第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの(建築物に附属するものを除きます。)
 - ⑧ 築造面積が300平方メートルを超えるもので第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域内にあるもの(建築物に附属するものを除きます。)
 - ⑨ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が600平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除きます。))の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(築造面積が50平方メートル以下のもの

及び㊸に掲げるものを除きます。)

- ㊵ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの
 - (a) 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの
 - (b) 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに㊶の規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- ㊶ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除きます。))の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(築造面積が300平方メートル以下のもの及び㊸に掲げるものを除きます。)
- ㊷ 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの
 - (a) 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が10,000平方メートルを超えるもの
 - (b) 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに㊶の規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
- ㊸ 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が当該敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除きます。)の延べ面積の合計を超えるもの(築造面積が300平方メートル以下のもの及び㊷に掲げるものを除きます。)
- ㊹ 第一種住居地域又は第二種住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもの

許認可二八二二二八四号

三四一〇

で、築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに④の規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの

- ⑤ 高さが8メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの
- ⑥ 前記③から⑤に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの
- ⑦ 汚物処理場、ごみ焼却場又は令130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域内又は準都市計画区域（準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に限ります。）にあるもの
- ⑧ 特定用途制限地域内にある工作物で当該特定用途制限地域に係る法88条2項において準用する特定用途制限地域（法49条の2）の規定に基づく条例において制限が定められた用途に供するもの

上記の工作物を築造する場合には、築造主は、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければなりません（法88条2項）が、次に掲げる場合には確認は要しません。

- ⑨ 防火地域及び準防火地域外において工作物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の築造面積が10平方メートル以内の場合
- ⑩ 築造主が、国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合。ただし、当該国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該工事に着手する前に計画通知書を所轄の建築主事に提出しなければなりません。

以上のように、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の築造主が確認を申請する場合の手続については、後掲「確認申請書（工作物）（その2）」を参照してください。

(5) 建築物と工作物を併せてする場合

建築物に関する確認申請と工作物に関する確認申請（製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の確認申請を除きます。）とを併せてする場合にも、建築主事又は指定確認検査機関に申請書を提出しなければなりません（法88条2項、規3条3項）が、この場合の申請の手続については、後掲「確認申請書（建築物・工作物を併せてする場合）」を参照してください。

なお、確認を要しない場合については、(1)の建築物の場合と同じです。

以上のほか、本確認の申請の項の(1)から(5)の場合について、確認を受けた建築物又は工作物の計画の変更（省令（規3条の2）で定める軽微なものを除きます。）をしようとする場合も

同様に、確認の申請書を提出して建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりません（法6条1項・6条の2・88条2項）。

この場合の計画の変更確認申請の手続については、後掲「計画変更確認申請書（建築物）」を参照してください（ただし、建築設備、工作物については省略しています）。

3 中間検査の申請

建築主は、法6条1項の規定による工事が次のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」といいます。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければなりません（法7条の3第1項）。

- ① 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（令11条）
- ② ①に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

この申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に建築主事に到達するように、もしくは、申請をしなかったことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から4日以内に検査の申請が建築主事に到達するように、建築主事へ検査の申請をしなければなりません（法7条の3第2項・3項）。

建築主事はこの申請を受理した場合においては、建築主事等は、その申請を受理した日から4日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいいます。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければなりません。建築主事等は、この検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければなりません（法7条の3第5項）。

そして、以上の①及び②に該当する特定工程後の工程にかかわる工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければその後の工事は施工することはできません（法7条の3第6項）。

なお、この中間検査において建築基準関係規定に適合することを認められた工事中の建築物の部分及びその敷地については、後述、完了検査をすることは要しません（法7条の3第7項）。

なお、以上の中間検査については国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（指定確認検査機関）（法77条の18～77条の35）が特定工程に係る工事を終えた日から4日までに中間検査

〔建築物の耐震改修の認定申請書（耐震改修法17条3項1号関係）（その1）〕

第五号様式（第二十八条第一項及び第二項関係）（A4）

（第一面）

認定申請書

平成〇年〇月〇日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目1番2号

申請者の氏名又は名称 甲 野 太 郎 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画について認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

許認可四三一号

（本欄には記入しないで下さい。）

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

三五〇〇ノ五〇ノ三五五

（第二面）

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目1番地2号		
[建築物の階数]	4階		
[延べ面積]	8,000	㎡	
[建築面積]	2,000	㎡	
[構造方法]	RC造	一部	造
[用途]	物品販売業を営む店舗		
[工事種別]	修繕及び模様替		

（注意）

1. [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入して下さい。
2. [工事種別] の欄には、「増築」、「改築」、「修繕」若しくは「模様替」又は「敷地の整備」のうち該当するものを記入して下さい。

許認可四三二号

三五〇〇ノ五〇ノ三五六

（第三面）

2. 建築物の耐震改修の事業の内容

[柱、壁等の補強又は増設の概要] 各階中柱及び梁端部鉄板巻き、一部壁の増設を行う
[構造耐力上主要な部分の配置の状況] 各階共柱割りはX・Y方向共スパン6m、外部はおおむね無窓の外壁を有す（別途平面図参照）
[構造耐力上主要な部分が ^{じん} 靱性を持つための方法] 各階中柱について鉄板巻きを行う（スリット）
[構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置] 特になし
[構造耐力上主要な部分の ^{さび} 錆止め若しくは防 ^{あり} 腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置] 鉄骨部分について防 ^{あり} 錆措置をする
[基礎の状況] 基礎は良好な地盤のため独立直接基礎であるが、耐力は十分期待できるので、改修による荷重増に対しても支障ない
[敷地の整備の状況]
[その他] 特になし

許認可四三二号

三五〇〇ノ五〇ノ三五七

(第四面)

3. 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	工 事 費	400
	事 務 費	28
	借入金利息	90
	○ ○ ○	
	計	518
収 入	自 己 資 金	118
	借 入 金	400
	(借入先)	(日本政策金融公庫)
	○ ○ ○	
	計	518

4. 建築物の耐震改修の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
[事業の完了の予定年月日]	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

許認可四三二号

三五〇〇ノ五〇ノ三五八

◆◆建築物の敷地、構造に関する規制は

質 問

建築基準法は、建築物の敷地や構造についてどのような規制をおいているのでしょうか。

回 答

敷地の衛生及び安全

① まず、建築物の敷地について述べることにします。

建築物が安全であり、かつ、衛生上良好な状態を保つためには、当然、その建築物の敷地が安全で、衛生上良好な状態になければなりません。そこで、建築物の敷地の衛生及び安全については、次のような規制がされています。

① 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければなりません(法19条1項本文)。

ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合には、その必要はありません(法19条1項ただし書)。

② 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合には、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければなりません(法19条2項)。

③ 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設を設置しなければなりません(法19条3項)。

④ 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければなりません(法19条4項)。

建築物の構造

② 次に、建築物の構造に関する規制について述べます。

建築物の構造は、地震や台風などの際にも建築物が倒壊したりしないよう安全で強固なものである必要があります。そこで、建築基準法は、建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他

の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならぬとされています(法20条)。

① 高さが60メートルを超える建築物

当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令(令36条)で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令(令36条)で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

② 高さが60メートル以下の建築物のうち、法6条1項2号に掲げる建築物(高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるものに限ります。)又は同項3号に掲げる建築物(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令(令36条の2)で定める建築物に限ります。)

次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令(令36条)で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令(令36条)で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

イ ①に定める基準に適合すること。

③ 高さが60メートル以下の建築物のうち、法6条1項2号又は3号に掲げる建築物その他その主要構造部(床、屋根及び階段を除きます。)を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの(②に掲げる建築物を除きます。)

次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令(令36条)で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令(令36条)で定める基準に従った構造計算で、国

土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

イ ①②に定める基準のいずれかに適合すること。

④ ①から③に掲げる建築物以外の建築物

次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令(令36条)で定める技術的基準に適合すること。

イ ①から③に定める基準のいずれかに適合すること。

この原則に従って、建築基準法施行令は、建築物の構造強度に関する事項について定めています(令3章1節~7節の2)。

構造計算

また、構造計算の仕方についても詳細な規定がおかれています(令3章8節)。

さらに、大規模建築物の主要構造部については次のような規制が加えられています。

高さが13メートル、軒の高さが9メートル又は延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除きます。)のうち自重又は積載荷重(特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあっては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、その主要構造部が①又は②のいずれかに該当しなければなりません(法21条1項・2項・2条9号の2イ、令109条の4)

① 耐火構造であること。

② 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあっては、⑦に掲げる性能に限ります。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

ア 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

イ 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

条例による制限の附加又は緩和

③ 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模により、建築基準法2章の規定又はこれに基づく命令の規定のみによっては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備

許認可三四二号

七六四二

に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができます(法40条)。

地方公共団体の中には、この規定に基づいて、条例による規制を附加しているところがあります。

これとは全く逆に、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、敷地の衛生及び安全(法19条)や、大規模建築物の主要構造部(法21条)の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができます(法41条本文)。

ただし、次に掲げる建築物については、その限りではありません(法41条ただし書)。

- ① 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの(法6条1項1号、令115条の3)
 - ② 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの(法6条1項3号)
- なお、上記①、②及び下記③、④に該当する建築物については、建築工事に着工する前に、その建築(大規模の修繕又は模様替えを含みます。)計画が、建築基準関係規定に適合するものであることを、確認の申請書を提出して、建築主事又は指定確認検査機関(法77条の18の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けた者)の建築確認を受け、確認済証の交付を受けなくてはなりません(法6条1項・6条の2第1項)。
- ③ 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの(法6条1項2号)
 - ④ 都市計画区域内、準都市計画区域又は都道府県知事の指定する区域内の建築物(法6条1項4号)

参考法令

○建築基準法

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準

関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第1号から第3号までに掲げる建築

物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の様様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの
- 四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2～15（省略）

（昭26法195・昭29法140・昭34法156・昭38法151・昭43法101・昭51法83・昭53法38・昭56法58・昭58法44・昭59法47・昭62法66・平10法100・平11法87・平11法160・平12法73・平16法111・平18法46・平18法92）
 平18法114(イ) 累

（敷地の衛生及び安全）

- 第19条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。
- 2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。
 - 3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はたためますその他これらに類する施設をしなければなら

ない。

- 4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

（昭34法156・一部改正）

（構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 高さが60メートル以下の建築物のうち、第6条第1項第2号に掲げる建築物（高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるものに限る。）又は同項第3号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
- ロ 前号に定める基準に適合すること。

- 三 高さが60メートル以下の建築物のうち、第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、

許認可三四二号

七六四四

無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前2号に定める基準のいずれかに適合すること。

四 前3号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 前3号に定める基準のいずれかに適合すること。

（平10法100・平18法92・一部改正）

（大規模の建築物の主要構造部）

第21条 高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第2条第9号の2イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない。

2 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第2条第9号の2イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

（昭34法156・昭62法66・平10法100・一部改正）

（地方公共団体の条例による制限の附加）

第40条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは

風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

（市町村の条例による制限の緩和）

第41条 第6条第1項第4号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第19条、第21条、第28条、第29条及び第36条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第6条第1項第1号及び第3号の建築物については、この限りでない。

（昭34法156・昭62法66・平10法100・平11法160・一部改正）

別表第1 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物（第6条、第27条、第28条、第35条一第35条の3、第90条の3関係）

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
用途		(イ)欄の用途に供する階	(イ)欄の用途に供する部分（(一)項の場合にあつては客席、(ロ)項の場合にあつては3階以上の部分に床面積の合計	(イ)欄の用途に供する部分（(二)項及び(四)項の場合にあつては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公			200平方メートル	

許認可三四二一

七六四五

(一)	会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	(屋外観覧席にあつては、1,000平方メートル)以上	
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		300平方メートル以上
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		2,000平方メートル以上
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	3,000平方メートル以上	500平方メートル以上
	倉庫その他			

(五)	これに類するもので政令で定めるもの		200平方メートル以上	1,500平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		150平方メートル以上

(昭34法156・追加、昭36法115・昭45法109・昭51法83・平4法82・一部改正)

○建築基準法施行令

(構造方法に関する技術的基準)

第36条 法第20条第1号の政令で定める技術的基準

(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、耐久性等関係規定(この条から第37条まで、第38条第1項、第5項及び第6項、第39条第1項及び第4項、第41条、第49条、第70条、第72条(第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。)、第74条から第76条まで(これらの規定を第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。)、第79条(第79条の4において準用する場合を含む。)、第79条の3並びに第80条の2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。))の規定をいう。以下同じ。)に適合する構造方法を用いることとする。

2 法第20条第2号イの政令で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

一 第81条第2項第1号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第4節の2まで、第5節(第67条第1項(同項各号に掲げる措置に係る部分を除く。))及び第68条第4項(これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。)を除く。)、第6節(第73条、第77条第2号から第6号まで、第77条の2第2項、第78条(プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで2以上の部材を組み合わせるも

許認可四三三号

七六四六

の接合部に適用される場合に限る。)及び第78条の2第1項第3号(これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。)を除く。)、第6節の2、第80条及び第7節の2(第80条の2(国土交通大臣が定めた安全に必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。))を除く。)の規定に適合する構造方法

二 第81条第2項第1号に掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法

三 第81条第2項第2号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法

3 法第20条第3号イ及び第4号イの政令で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

(平19政49・全改、平25政217・一部改正)

(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

第36条の2 法第20条第2号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが20メートルを超えるもの

四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が4以上である建築物

ロ 高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超える建築物

五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

(平19政49・追加)

(法第21条第1項の政令で定める部分)

第109条の4 法第21条第1項の政令で定める部分は、主要構造部のうち自重又は積載荷重(第86条第2項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分とする。

(平12政211・追加)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)

第115条の3 法別表第1(イ)欄の(二)項から(四)項まで及び(六)項(法第87条第3項において法第27条の規定を準用する場合を含む。)に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等

二 (三)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

三 (四)項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)

四 (六)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

(昭45政333・追加、昭62政348・旧第115条の2繰下、平5政170・平12政211・一部改正)